

# 下関市中小企業等電気料金高騰対策支援事業

市内で高圧電力を使用し事業活動を行う中小企業等  
に対し支援金を交付し、電気料金高騰による経営への  
影響を緩和するとともに、事業の継続を支援します。



## 交付対象者

市内事業所等（店舗、工場、倉庫、製作所、事務所、営業所、支店又はそれらに準ずる事業用の施設）の受電契約が、高圧（標準電圧が6,000V）の中小企業等（個人事業者を含む。）を対象とし、対象業種の指定はありません。

※対象者の詳しい要件は下関市HP等でご確認ください。

## 支援金の交付額と算定方法

支援金の交付額は、交付の対象となる事業所等で令和5年10月1日から令和6年2月29日までの任意の1か月間に使用された電力量に、1kWh当たり1.5円を乗じ、これに3を乗じて得た額（以下「算定額」という。）とします。

算定額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てたものを交付額とします。なお、算定額が1,000円未満の場合は、支援金は交付いたしません。

支援金の交付額の上限は100万円で、交付は1交付対象者につき1回限りです。

### 【交付額の計算例】

令和5年12月15日～令和6年1月14日の使用電力量が56,789kWhの場合  
 $56,789\text{kWh} \times 1.5\text{円} \times 3\text{か月} = 255,550.5\text{円}$

**支援金の交付額は 255,000円（千円未満切捨）**

※複数の事業所等を有する場合は、使用電力量を合算して算定していただきます。

## 申請期間

令和6年2月1日（木）～4月30日（火） ※当日消印有効

## 申請方法

申請書類に必要事項を記入、準備の上、事務局に郵送してください。

### 申請書類

- ①下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ②交付対象事業所一覧表兼誓約書
- ③登記事項証明書（法人の方のみ）
- ④確定申告書等の写し（個人の方のみ）
- ⑤下関市の市税の滞納なし証明書
- ⑥電力の契約、使用電力量が確認できる書類の写し
- ⑦振込先金融機関口座が確認できる書類 等

申請書類は  
こちらから



下関市HP



申請先・問い合わせ先（申請書の書き方、申請方法等）

750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館3階

下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金事務局

電話番号 083-227-2275 受付時間 平日9:00～17:00

※事務局への来訪はお控えください。